

安全輸送の確保

“より安全・安心なバスを目指して”

「輸送の安全の確保が最優先であり、社会的使命である」ことを全社員が認識し、輸送の安全に関する計画・実施・評価・改善（P D C A）のサイクルを活用し、法令及び規定の遵守を行いながら、社員一丸となって安全輸送徹底を図る。

1、輸送の安全に関する基本方針

1. 社内団結して輸送の安全を最優先に行動します
2. 法令や規則を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します
3. 常に輸送の安全確保に対する問題意識を持ち、継続的に見直し改善します

【安全スローガン】

- ・シートベルト装着案内で 100%
- ・ゆったりした気持ちで出発
- ・事故発生を無くそう
- ・基本を常に振り返ろう
- ・ハンドル持つ手は、プロの自覚

2、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成28年度輸送安全目標 ⇒ 重大事故目標：0件 軽微事故目標：0件

平成27年度達成状況 ⇒ 重大事故：0件 軽微事故：2件

①物損

積雪により、スリップして止まってしまった車両の横を通過した時に、自車もスリップして、相手方の車両に接触してしまった

②物損

北関東自動車道を走行中に、落下物をタイヤで踏んでしまい、タイヤハウスに巻き込みフェンダーを破損

3、事故に関する統計

平成27年4月1日～平成28年3月31日までの期間における事故件数

事故総件数：2件

4、輸送の安全に関する重点施策

- ・輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する
- ・輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努める
- ・輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する

- ・輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する

5、輸送の安全に関する計画

- ・交通事故、災害等発生時における救護義務等についての教育・指導の徹底
- ・進路変更、ドア開閉、発進停止時、右左折時には、二輪車を先にやり過ごす様に指導の徹底を図る
- ・目視確認を徹底させ、正しい判断、動作についての指導教育を実施
- ・交差点通過時の安全確認の徹底（交差点は事故が多発、通過時の優先意識の排除）
- ・デジタルタコグラフを活用し、速度超過者を指導する
- ・ヒヤリ・ハット情報を収集し、事故防止対策の検討並びに事故防止教育に取り組む

6、行政処分について

行政処分はありません

7、安全統括管理者・安全管理規定

安全統括管理者：宮坂清昭

安全管理規定全文（別紙）